

正誤表

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（令和８年分）記入要領」３ページにて以下のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

（誤）・本人所得欄の※部分

900 万円を超える場合は、配偶者控除の対象外です。ただし、配偶者に障害があり、かつ所得見積額が 58 万円以下の場合は**配偶者控除**の対象となります。

↓

（正）・本人所得欄の※部分

900 万円を超える場合は、配偶者控除の対象外です。その場合でも、配偶者に障害があり、かつ所得見積額が 58 万円以下の場合は**障害者控除**の対象となります。